



あなたの事業場の
産廃処理は適切に
行われていますか

電子の目が産廃の流れを追跡、監視する！

電子マニフェストを はじめよう



マニフェスト制度とは

排出事業者がその処理を委託した
産業廃棄物の処理状況を自ら把握
し、不法投棄等の不適正処理を未
然に防止するための制度



電子マニフェストが
よくわかるムービーを
ご覧いただけます。

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/material/dvd/index.html>

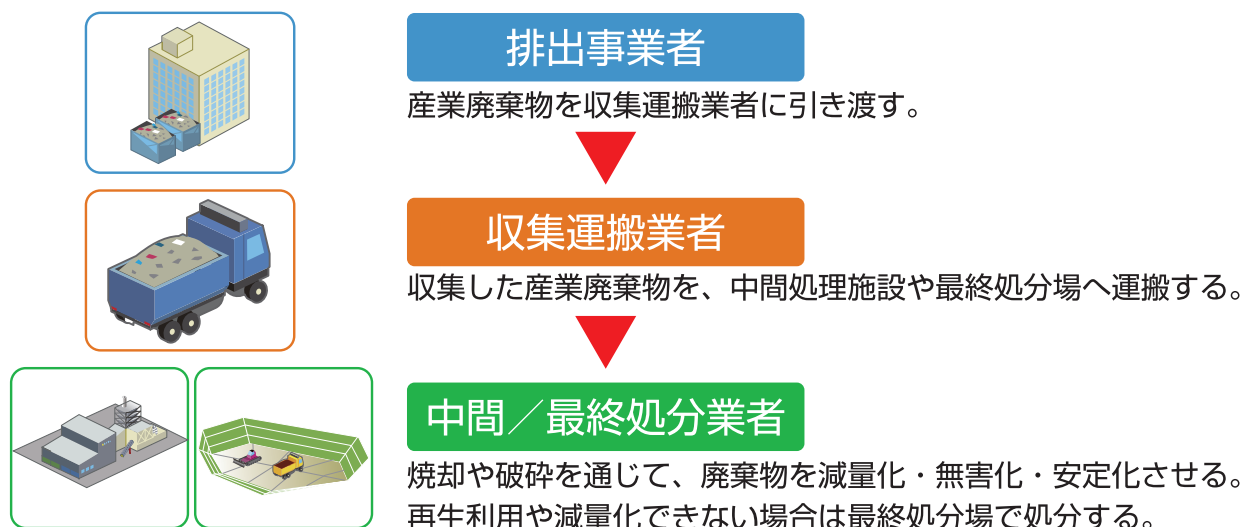
「水と緑の国…美しい日本。 その環境を守ることは 私たちの大切な使命です」

「廃棄物を適正に処理する」という排出事業者の責任は
法的な義務であるとともに、社会的責任です。

産業廃棄物の現状

事業者が事業活動に伴って排出する産業廃棄物の総排出量は年間約 4 億トン（東京ドーム約 300 杯分）。

●産業廃棄物の処理の流れ



●排出事業者責任

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（廃棄物処理法 第3条）

■不法投棄は、産業廃棄物の大きな問題です。

不法投棄した事業者には、罰金及び懲役等が科せられ、さらに自治体によって、原状回復を命令されることがあります。

廃棄物の処理を処理業者に委託した場合でも、その責任が排出事業者からなくなることはありません。

委託した処理業者が不法投棄をした場合、直接投棄した処理業者に原状回復能力がないと、排出事業者が責任を追及されることになります。



■廃棄物の処理状況を常にチェックしましょう。

廃棄物の処理を委託する場合、信頼できる業者に委託するとともに、処理状況を確認することが大切です。

電子マニフェストは容易に処理状況を確認することができます。

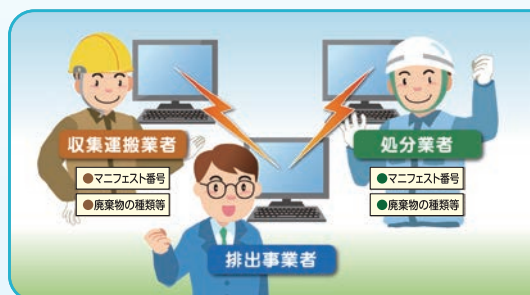
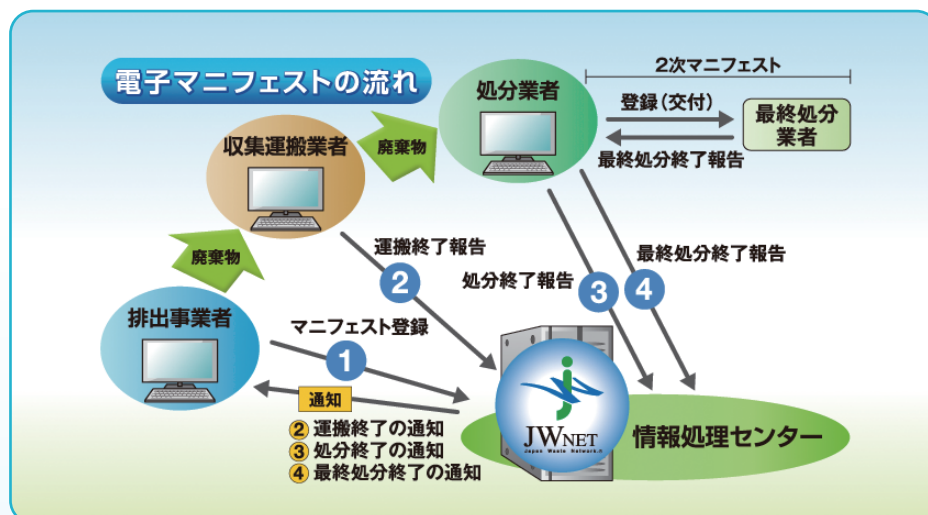


■優良産廃処理業者認定制度を活用

優良認定等された処理業者は必ず電子マニフェストに対応しています。

排出事業者責任を果たすためのツール、それが『電子マニフェスト』です。

電子マニフェストの流れ



1

産業廃棄物を引き渡したあと、排出事業者は、電子マニフェストを登録します。
その情報は、収集運搬業者、処分業者に即座に伝わります。



2

そして収集運搬業者は、運搬が終了したあと、運搬終了報告をします。



3

4

同様に処分業者も、処分が終了したら処分終了報告をします。
2次マニフェストがある場合には、最終処分を確認したあと、最終処分終了報告をします。



これらの産業廃棄物処理に関する情報が、電子マニフェストを通じて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者で共有されることにより、排出事業者は、廃棄物が適正に処理されたことを確認することができます。

電子マニフェストのメリット

1) 操作が簡単で手間がかかりません



入力したマニフェスト情報は、クリックひとつで情報処理センターに送信。紙マニフェストの場合の手書きの手間、印刷の手間等が、大幅に軽減されます。



マニフェスト情報は全て情報処理センターに電子データとして保存されるため、自社で紙マニフェストを保存する手間や保管スペースの確保が不要となります。



運搬・処分終了報告の確認も画面を呼び出すだけです。毎年、自治体に提出する産業廃棄物管理票交付等状況報告も不要となります。(情報処理センターが集計・報告します。)

2) 法令遵守



マニフェストには廃棄物処理法で記載が必要な項目が定められています。

電子マニフェストでは、必須項目の入力がないと先の画面に進むことができないため、記載漏れが起こりません。また、法定の期限が近づいても終了報告がない場合には、排出事業者へ通知が届きますので、確認漏れを防ぐことができます。

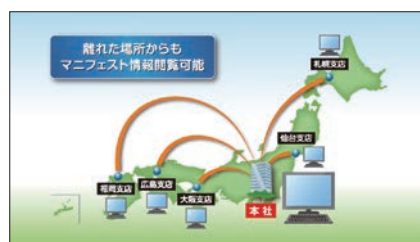
3) データの透明性



マニフェスト情報は、第三者である情報処理センターが過去5年分を管理・保存しており、セキュリティ対策も万全を期しています。



処理状況は排出、収集、処分の3者が常に把握・確認することができるため、間違いも見つけやすく、修正や取消をする際には、お互いの承認が必要となりますので、1社だけでデータの修正・取消をしてしまうことはありません。



本社・支店など、産業廃棄物の排出場所と離れた場所からもマニフェスト情報を閲覧・確認することが可能です。

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

電子マニフェストと紙マニフェストでは運用に違いがあります。
電子マニフェストでは事務処理が合理化され、事務作業削減につながります。

●電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
排出事業者	マニフェストの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡し日から3日以内（土日・祝日及び年末年始を含めない）にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引渡し日を含めない（以下同様）	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを交付
	処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認	①運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認 ②処分終了報告：D票とA票を照合して確認 ③最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	①交付したマニフェストA票を5年間保存 ②収集運搬業者および処理業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
	産業廃棄物管理票交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告が不要	都道府県・政令市に自ら報告
収集運搬業者	運搬終了報告	運搬終了日から3日以内（土日・祝日及び年末年始を含めない）に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	運搬終了日から10日以内に、必要事項を記載したB2票を排出事業者へ送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	処分業者より送付されたC2票を5年間保存
処分業者	処分終了報告	処分終了日から3日以内（土日・祝日及び年末年始を含めない）に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	処分終了日から10日以内に、必要事項を記載したC2票を収集運搬業者、D票・E票を排出事業者へ送付
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	C1票を5年間保存

電子マニフェスト利用料金表

【排出事業者】

排出事業者の加入単位：排出事業場単位または排出事業場を管理する本社、支店、営業所単位など

(税込)

料金区分	A 料金	B 料金	C 料金 (団体加入料金)※
基本料 (1年間：4月～翌3月)	26,400 円	1,980 円	110 円
使用料 (登録情報1件につき)	11 円	(90 件まで無料) 22 円	(5 件まで無料) 22 円
料金区分の目安となる 年間登録件数	2,401 件以上	2,400 件以下	—

※ C 料金 (団体加入) は、排出事業者の手続きの支援や利用料金等の支払いを行う利用代表者を指定し、利用代表者を通じて加入します。団体は 20 者以上の排出事業者で構成するなどの条件を満たす必要があります。

【収集運搬業者・処分業者】

収集運搬業者の加入単位：業者単位で加入 (複数加入も可)

処分業者の加入単位：処分事業場単位 (同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1 事業場とすることも可)

(税込)

料金区分	収集運搬業者	処分業者		
		①処分 (報告機能のみ)	②処分 (報告機能 + 2 次登録機能)	
			A 料金	B 料金
基本料 (1年間：4月～翌3月)	13,200 円	13,200 円	26,400 円	13,200 円
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	11 円	(90 件までは無料) 22 円
料金区分の目安となる 年間登録件数	—	—	1,381 件以上	1,380 件以下

基本料は、4 月から翌年の 3 月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合は、初年度の基本料は月割りとなります (C 料金を除く)。基本料は加入申込みの翌月から発生します (初月無料)。
B 料金の方は、無料登録件数も異なります。

【加入申込み月別 初年度の基本料早見表】

加入申込みの翌月から、初年度の基本料が発生します。

単位：円 (税込)

加入申込み月	3 月※	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月
初年度の基本料発生月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
排出事業者 A	26,400	24,200	22,000	19,800	17,600	15,400	13,200	11,000	8,800	6,600	4,400	2,200
処分業者② A												
収集運搬業者												
処分業者①	13,200	12,100	11,000	9,900	8,800	7,700	6,600	5,500	4,400	3,300	2,200	1,100
処分業者② B												
排出事業者 B	1,980	1,815	1,650	1,485	1,320	1,155	990	825	660	495	330	165
排出事業者 C												

B 料金の無料登録件数	90 件	75 件	60 件	45 件	30 件	15 件
C 料金の無料登録件数	5 件					

※ 3 月に加入申込みをした場合、当該年度の基本料はかからず、翌年度 (4 月から) 基本料が発生します。

ただし、3 月中にマニフェストを登録すると、その分の使用料は発生し、4 月に翌年度の基本料と一緒に請求されます。

排出事業者で年間 2,400 件以下、処分業者② (報告機能 + 2 次登録機能) で年間 1,380 件以下のマニフェスト登録を予定している場合、B 料金が適しています。ただし、基本料の初月無料分を考慮すると、加入月・登録件数 (※) によって初年度のみ A 料金の方が若干安くなる場合があります。詳細はホームページの「利用料金シミュレーション」でご確認ください。 ※ (12 ヶ月の登録予定件数) 排出事業者: 1,290 件～2,215 件、処分業者②: 780 件～1,280 件

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 電子マニフェストセンター
〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号 上野フロンティアタワー13階

お問合せ先 ○サポートセンター 月～金曜日 (祝日を除く)
TEL : 0800-800-9023 (9 : 00 ~ 12 : 00、13 : 00 ~ 16 : 30)
○お問い合わせフォーム
<https://www.jwnet.or.jp/contact/jwnet/index.html>



お問い合わせフォーム